

枚方市文化芸術振興審議会 市民委員募集要項

枚方市観光にぎわい部
文化生涯学習課

枚方市では、平成26年3月に施行した枚方市文化芸術振興条例に基づき、平成29年3月に「枚方市文化芸術振興計画」を策定しましたが、令和3年に本市の文化芸術拠点施設である枚方市総合文化芸術センターが開館し本市の文化芸術を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえ、令和6年3月に「枚方市文化芸術振興計画【改訂版】」を策定しました。計画の進捗状況や文化芸術の振興に関する重要事項について「文化芸術振興審議会」で調査審議していきます。

つきましては、当審議会に参画し、ご意見をいただける市民委員を募集します。

1. 募集人数 2人
2. 応募資格 次に掲げる要件のすべてを満たす方とします。
 - (1) 枚方市内に在住、在職又は在学の方
 - (2) 原則平日に開催される審議会に出席できる方
 - (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
 - (4) 現在、枚方市の他の審議会等の委員を務めていない方
3. 応募方法 「応募申込書」に必要事項を記入し、「枚方市における文化芸術の推進についてあなたの考えること」をテーマとした「小論文」（800字以内）を添えて、文化生涯学習課へ提出してください。

※提出方法は、郵送・FAX・メール可。
※応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
4. 応募期間 令和8年7月1日（水）～7月22日（水）午後5時（必着）
※持参の場合、土・日曜、祝日を除く午前9時～午後5時
5. 選考方法 「小論文」のほか、以下のとおり実施する面接を行います。
面接実施日：令和8年8月5日（水）
※面接時間は応募者に別途通知します。面接に係る交通費の支給はありません。
6. 選考結果 令和8年8月下旬（予定）に応募者全員へ文書で通知します。
7. 任期 委嘱日から2年間
8. その他 委員の任期中に開催される審議会に出席し、審議会の目的に沿って議論していただきます。
審議会への出席1回につき9,500円（税・交通費込み）の報酬をお支払いします。
年度に1回程度の審議会を開催予定。

提出先・お問合せ先

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 枚方市 観光にぎわい部 文化生涯学習課

TEL:072-841-1409 FAX:072-841-1278 Mail:bunshin@city.hirakata.osaka.jp